

学校施設老朽化対策特別委員会記録（速報版）

令和8年9月14日開催

付議事件

1 学校施設老朽化対策について

○稲津憲護委員長 付議事件1、学校施設老朽化対策についてを議題といたします。

本件について報告をお願いします。お願いします。

○大南尚也学校施設課長補佐 それでは、前回の学校施設老朽化対策特別委員会が、令和8年6月18日に開催されましたので、それ以降の状況について、資料に基づき、御説明いたします。

システムの1ページを御覧ください。初めに、1の改築実施校に係る動きについて、順次御報告いたします。まず、（1）第二期改築実施校改築事業の状況のうち、アの市立府中第三小学校でございますが、工程計画に一部変更がございましたので、別紙1に基づき、御説明いたします。

恐れ入りますが、システムの2ページ、別紙1を御覧ください。1の工程計画でございますが、（1）現状の工程計画では、表の下段の埋蔵文化財調査の発掘調査、校庭①整備部分で示している校庭①部分の埋蔵文化財発掘調査の期間は令和8年6月末まで行う予定としておりました。その後、表の上段の工事のステップ2としてお示ししております校庭①整備につきまして、本年11月末に工事を完了し、校庭①部分の供用を開始することとしておりました。校庭①整備完了後は、表下段の発掘調査、校庭②整備部分で示している校庭②部分の埋蔵文化財発掘調査を令和9年2月末まで、表上段の校庭②整備を同年6月末まで行い、同年7月からの校庭全域供用開始としておりました。

続きまして、（2）工程計画変更後を御覧ください。埋蔵文化財調査の発掘調査、校庭①整備部分は本年8月まで延長しており、校庭①整備については、埋蔵文化財発掘調査完了箇所から進めることで本年7月中旬に工事を開始し、令和9年2月末に完了予定となります。なお、校庭①整備で行ったグラウンド部分につきましては、同年1月には整備が完了しますので先行して供用開始いたします。なお、校庭②整備部分の埋蔵発掘調査につきましては、同年2月から着手できることから、校庭②整備部分の整備開始時期に変更はなく、校庭全体の供用開始時期につきましては、当初の予定通りで変更ございません。市立府中第三小学校の工程計画の変更につきましては、以上でございます。なお、府中市立府中第三小学校校舎等改築に伴う外構工事につきましては、労務単価改正に伴う契約措置の適用に伴い、契約変更の請求手続に基づく申請を受理したことから、今回の市議会定例会における9月補正予算案に計上させていただいております。補正予算の審議をいただき、御承認をいただければ、次回の第4回市議会定例会において契約変更議案を上程させていただく予定でございます。

恐れ入りますが、システムの1ページにお戻りいただきまして、次に、イの市立府中第六小学校でございますが、予定どおり校庭整備を進めており、今月末で工事完了を予定しております。（1）の第二期改築実施校改築事業の状況につきましては、以上でございます。

続きまして、（2）の第三期改築実施校改築事業の状況のア、市立府中第五小学校改築に係る基本計画及びイ、市立府中第九小学校改築に係る基本計画につきましては、それぞれ別紙2及び別紙3に基づいて御説明いたしますので、恐れ入りますが、システムの3ページを御覧ください。こちらが、市立府中第五小学校改築に係る基本計画でございます。システムの4ページを御覧ください。

目次でございますが、「1 基本計画の背景と目的」「2 改築校の概要」「3 整

備方針」「4 改築事業の概要」と、4つの章立てで構成しております。

システムの5ページを御覧ください。1の基本計画の背景と目的でございますが、市立府中第五小学校、以下「五小」と言います、の改築事業を進めるに当たっては、第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画で示す市全体の学校施設の整備方針を踏まえ、令和7年10月に基本構想を策定しており、本計画は、基本構想で示した整備方針を具体化するものであり、今後の設計業務を進める上での基本的な考え方を整理するものでございます。

システムの6ページを御覧ください。2の改築校の概要でございますが、(1)の地域・地区要件等では、五小の所在地や敷地面積、用途地域等を記載しています。また、(2)学区域では、五小の学区に該当する町丁目を記載しています。システムの7ページを御覧ください。ページ中段の(3)児童数等の現況と予測では、令和8年度及び12年度の五小の児童数について記載しています。(4)学校敷地とその周辺における自然災害の被害想定と避難所では、多摩川の氾濫による浸水想定などを記載しています。五小については、浸水による被害は想定されておりませんが、敷地南側の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、現在、水害時における避難場所としては指定されておりません。システムの8ページを御覧ください。(5)改築校の現況では、航空写真により敷地内の配置を示しており、各建物の建築年や面積等をお示ししています。最も古い校舎や体育館については、建築年数が50年以上を経過しており、老朽化が進行しています。また、第五学童クラブは敷地内に併設しているほか、敷地外にも分館を設置しています。

恐れ入りますが、システムの10ページを御覧ください。3の整備方針では、基本構想の具体化や五小の独自性を踏まえた方針について整理しています。(1)基本的な考え方では、「児童が学びやすく、教職員も働きやすい学校施設とすること」「コンパクトな施設の中で、多様な学習形態に柔軟に対応できる教育環境を整備すること」「木材を取り入れるなど、環境面に配慮した学校施設とすること」「学校及び地域が大切にしてきた伝統や特色を継承し、児童、保護者及び地域住民に愛され続ける学校施設とすること」「災害時などの利用を想定した配置とすること」の5点を掲げており、これらを踏まえて、以降の項目について方針を整理しています。(2)各室・スペースでは、アの教室・教室まわりから、システムの11ページに移りまして、キの校庭・屋外スペースまで、各設定条件や配慮事項を整理して記載しています。(3)防犯対策では、防犯カメラやオートロック設備に関することや、夜間の通行を想定した照明設備について記載しています。(4)避難所機能では、避難所として利用できる諸室について、主たる避難所となる体育館の近くに配置することなどを記載しています。(5)地域連携・開放施設では、多目的ルームやPTAの活動場所について記載しています。(6)学校及び地域の伝統に配慮した施設整備では、地域活動や歴史を伝えることができる展示スペースや、既存の記念碑などについて記載しています。システムの12ページを御覧ください。

(7)学校及び地域の特色を踏まえた施設整備では、五小のシンボルとして長年親しまれてきたクスノキについてや、五小まつりなど、地域と連携して行う行事を踏まえ、学年や世代を超えた交流がしやすい環境を整備することについて記載しています。(8)電気・機械・ICT設備では、各設備に関する計画等について記載しています。

システムの13ページを御覧ください。次に、4の改築事業の概要でございますが、新たに整備する施設の規模等について、お示ししております。(1)改築計画施設の予定規模では、想定する施設の延床面積や階数等をお示ししています。(2)構成諸室につきましては、校舎棟及び体育館棟において、それぞれ想定する諸室をお示ししています。システムの14ページを御覧ください。(3)建物配置でございますが、土砂災害警戒区域への配慮が必要となることのほか、児童の学習・生活環境、校庭の広さ、工期、コスト等を総合的に検討した結果として、仮設校舎は設けず、建物を学校敷地の北側に配置する計画としております。システムの15ページを御覧ください。(4)平面計画でございますが、校舎と体育館を集約し、動線や諸室の配置に配慮した使いやすい校舎とし、

1階は、主に校務センターなどの管理諸室を設けるほか、地域開放諸室をまとめた地域開放ゾーン、複合予定の学童クラブ及び放課後子ども教室を配置することとしています。2階は、南側に普通教室、北側に特別教室を設けることとし、3階は南北両面に普通教室を設ける計画としています。また、雨天時の雨除けや夏場の日影となるよう、校舎と校庭の間には庇のある通路を計画するほか、近隣への日照を考慮して体育館を敷地北西側に配置する計画としています。システムの16ページを御覧ください。（5）工程表でございますが、本計画を策定したのち、基本設計及び実施設計を令和10年3月まで予定しており、並行して既存プール等の解体工事を行います。令和10年度から、新校舎及び体育館の建設工事に着手し、新校舎等の供用開始は令和12年度中を予定していることから、引っ越しにつきましては令和12年の夏休み頃を予定としております。新校舎への引っ越しが完了した後、既存校舎等の解体工事を行い、校庭整備等、外構工事に移行してまいります。市立府中第五小学校改築に係る基本計画の説明は以上でございます。

続いて、システムの17ページ、別紙3を御覧ください。こちらは、市立府中第九小学校改築に係る基本計画でございますが、本計画につきましては、先ほどの五小と同様の構成となっていることから、異なる部分を中心に御説明させていただきます。恐れ入りますが、システムの21ページを御覧ください。ページ中段の（4）学校敷地とその周辺における自然災害の被害想定と避難所でございますが、九小については、イの内水氾濫による浸水想定において、敷地北側の一部が浸水想定区域となっております。エの避難所の指定については、九小は、大規模災害時において、避難場所及び一次避難所として指定されています。恐れ入りますが、システムの24ページを御覧ください。3、整備方針のうち、26ページに移りまして、（7）の学校及び地域の特色を踏まえた施設整備でございますが、九小の特徴的な遊具として長年親しまれてきた「おとぎ山」についてや、九小まつりなど、地域と連携して行う行事を踏まえ、学年や世代を超えた交流がしやすい環境を整備することについて記載しています。システムの27ページを御覧ください。4、改築事業の概要のうち、システムの28ページに移りまして、（3）建物配置でございますが、敷地北側の一部が内水氾濫による浸水想定区域であることも含めて総合的に検討した結果として、仮設校舎は設けず、建物を学校敷地の南側に配置する計画としております。また、校庭南側の一部を全天候型舗装の予定としております。システムの29ページを御覧ください。（4）平面計画でございますが、五小と異なる点としては、雨天時の雨除けや夏場の日影として、校庭につながる半屋外の通路を設ける計画としています。校舎1階に南北へ通り抜けられる半屋外の通路を設ける計画としています。また、3階は南側に特別教室を設ける計画とします。市立府中第九小学校改築に係る基本計画の説明は以上でございます。恐れ入りますが、システムの1ページにお戻りください。

（2）第三期改築実施校改築事業の状況につきましては、以上でございます。

次に、2の新たな学校づくりに係る取組でございますが、前回の特別委員会で統合及び校地の決定について報告、了承いただいたことから、今後の基本構想等の作成に向けて、取り組んでおります。また、統合及び校地の決定について、周知するため広報やホームページを活用するとともに、新たな学校づくりニュース第4号を発行しました。恐れ入りますが、システムの56ページ、参考を御覧ください。新たな学校づくりニュース第4号として、統合及び校地の決定のほか、これまでの説明会等の実施状況についても併せて掲載しております。ホームページで公開したほか、七小、武蔵台小の学区への全戸配布を実施して周知いたしました。2の新たな学校づくりに係る取組は、以上でございます。

恐れ入りますが、システムの1ページにお戻りください。続きまして、3の府中市立小・中学校プール整備計画（案）の作成についてでございますが、別紙4及び別紙5に基づき御説明いたしますので、恐れ入りますが、システムの31ページを御覧ください。1の趣旨でございますが、本市では、令和7年1月に策定した、第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、市立小・中学校のプールの屋内化・集約化を検討し、

令和7年11月に府中市立小・中学校のプール整備方針、以下「整備方針」と言います、を作成しました。この整備方針を踏まえ、市立小・中学校プールの屋内化・集約化に係る具体的な取組を示すものとして、府中市立小・中学校プール整備計画（案）、以下「本計画」と言います、を作成するものでございます。

次に、2の概要でございますが、別紙5、府中市立小・中学校プール整備計画（案）本体を用いまして、御説明させていただきますので、恐れ入りますが、システムの34ページを御覧ください。第1章「はじめに」では、先ほど別紙4の1「趣旨」で御説明した、本計画策定の背景及び目的を記載しております。システムの35ページを御覧ください。第2章「市立小・中学校プールの現状と課題」では、学校プールの設置状況、水泳指導の実施状況、課題に対する対策の検討等を記載しています。1の設置状況では、図表1に記載のとおり、本市の市立小・中学校33校の屋外プールの設置年度、経過年数をお示ししており、設置後40年を超える、築年数が長い学校が過半となっております。システムの36ページを御覧ください。2の水泳指導についてですが、（1）学習指導要領における位置付け及び（2）市立小・中学校における水泳指導では、水泳指導の学習指導要領における位置付けと水泳指導の必要性について、記載しています。（3）水泳指導の実施状況では、本市の市立小・中学校では、水泳授業を8単位時間から10単位時間程度で実施するよう教育課程に位置付け、WBG Tや雨、雷等が要因で中止となることに備え、余裕をもった指導計画としています。システムの37ページを御覧ください。

（4）の水泳指導における課題では、今後、更に温暖化の進行が想定されることから、熱中症予防対策を一層充実させる必要があることをお示しています。

次に、3の課題に対する対策の検討では、熱中症予防対策の取組、対応方法の比較及び保護者アンケートの結果をお示ししています。（1）熱中症予防対策の現状の取組では、本市教育委員会で定めている6月から9月までの4か月間の熱中症予防要配慮期間の取組について記載しており、その中で水泳授業に関連する熱中症予防対策としては、水泳指導の開始時期を早めることや、プールサイドにテントを設置し日陰を確保するなどの対策を実施しているところです。システムの38ページを御覧ください。（2）想定できる対応方法の比較では、ソフト面、ハード面それぞれの視点から、想定し得る様々な手法を示しています。アの実施時期の変更及びイの日よけテントの設置は既に実施済みであり、ウの屋根設備の設置、エの既存公共屋内プールの活用、システムの39ページに移りまして、オの民間屋内プールの活用、カとキの屋内プールの整備について、それぞれの対応方法を比較検討しています。システムの40ページを御覧ください。（3）保護者アンケートにつきましては、令和7年度にプール整備方針を策定する際に、市立小・中学校に通う児童・生徒の保護者を対象に実施したアンケートの概要をお示したもので、屋内化については、全体の約85パーセント、民間プールの活用については約75パーセントが肯定的な意見でした。また、集約化については、約56パーセントが肯定的な意見でしたが、「どちらともいえない」と回答した割合が約25パーセントと他の設問と比較して高い結果となっております。これについては、アンケート時点で移動手段が明確でないため、判断が難しかったことが一因であると捉えております。

システムの41ページを御覧ください。4のプール整備方針では、令和7年11月に策定したプール整備方針をお示しています。

システムの42ページを御覧ください。第3章「屋内化・集約化の検討」では、必要施設数、発達段階に応じた対応、既存施設の活用及び新たな施設の整備について、それぞれの検討状況をお示ししています。

1の必要施設数の検討では、10単位時間の授業時間を確保するため、連続する2単位時間を1コマとして実施することを基本とし、1学級当たり、年間5コマの授業実施を想定し、さらに、施設数を検証する際には1コマにつき、3学級を上限として、検証することとしています。学校別、学年別に試算した結果、必要なコマ数は、小学校で735コマ、中学校で335コマ、全体で1,070コマとなります。また、1施設当たりの一日の受入

れ可能コマ数は、2から3コマと試算しています。システムの43ページを御覧ください。図表3を御覧いただきまして、以上の検証結果を踏まえた必要施設数試算の詳細を御説明いたします。表の左から2番目、実施期間を「5月～10月」と「5月～12月」、表の一番右の想定施設を「温水化・室温調整（なし・あり）」のそれぞれ二つの区分に分けて試算しております。表の右から2番目を御覧ください。必要となる施設数は3から6施設となります。

続きまして、2の発達段階に応じた対応の検討では、児童・生徒の発達段階に応じた安全対策を講じることが重要であることから、より配慮を要する小学校段階から優先的に環境整備を図ることとしています。

システムの44ページを御覧ください。3の既存施設の活用検討では、公共屋内プール及び民間屋内プールについて、活用の可能性をお示ししています。（1）の公共屋内プールでは、府中基地跡地留保地への建設が予定されている、新総合体育館には屋内プールを整備する方向で検討が進んでいることから、整備内容や運用方法の検討に合わせて、水泳指導での活用を検討することが可能です。（2）の民間屋内プールでは、活用の可能性が有るのは民間スポーツクラブの運営する施設で、水泳授業として活用できる時間は限定的ですが、1施設当たり年間1から2校程度の受け入れを見込むことができます。なお、民間事業者の施設であることから、継続的な使用を前提とすることが難しいため、暫定的な活用とすることが望ましいと言えます。

システムの45ページを御覧ください。4の新たな施設の検討では、仮に、新総合体育館に整備予定の屋内プールが年間を通して、活用できた場合であっても、市立小・中学校全体の水泳指導を受け入れるためには、新たな施設の整備が必要になることをお示ししています。（1）想定する施設では、25メートル、6レーンのプールを想定し、これに更衣室等の必要諸室を含め、おおむね1,500平方メートルから2,000平方メートル程度の規模を想定することとしています。（2）コスト比較では、水温及び室温調整の有無で施設整備のコストの比較をお示ししています。システムの46ページに移りまして、ページ中段の図表6をご覧ください。表の一番左側が既存の屋外プールで、中央が温水化・室温調整のない屋内プール、一番右側が温水化・室温調整ありの屋内プールで、それぞれの1施設当たりの整備費、ライフサイクルコスト等をお示ししています。表の下から2番目のライフサイクルコスト（60年）を御覧ください。既存の屋外プールで3億8,000万円、稼働日に換算すると1日当たり、181,000円となっております。一方、温水化・室温調整なしの屋内プールを整備した場合は、15億7,200万円で屋外プールの4倍、218,000円で屋外の1.2倍、温水化・室温調整ありの屋内プールを整備した場合は、45億2,000万円で屋外の12倍、215,000円で屋外の1.2倍となっており、60年間のライフサイクルコストでは大きな開きが出てくるものの、稼働日当たりのコストに換算すると大きな開きはない結果となっています。システムの47ページを御覧ください。（3）配置条件では、集約化した場合においては、児童・生徒の移動が生じますが、十分な授業時間を確保するためには、移動に要する時間は片道で15分程度とする必要があることから、少なくとも2拠点以上整備する必要があることとしております。（4）整備用地の検討では、学校敷地と学校敷地外について、それぞれ検証しております。アの学校敷地については、学校プールは学校施設の一部であることから、学校敷地内に整備することが一般的であるが、本市においては、改築事業と合わせた整備が望ましいと言えます。イの学校敷地外については、システムの48ページに移りまして、図表7を御覧ください。屋内プールの整備に活用可能な公共用地3か所を比較・検討したものです。システムの49ページに移りまして、候補地のうち、本宿町4丁目公共用地は、用途地域等の都市計画上の制約が課題となっています。また、旧給食センター・洗浄センター跡地は、車両のアクセス面に課題があります。一方、寿町3丁目公共用地は車両等のアクセス性がよく、日鋼町地区地区計画区域内に位置し、当該地区の地下に地域冷暖房施設が整備されており、この施設の冷・温水をプールの水の温水化や冷暖房空調施設に活用することに

より、ライフサイクルコストの抑制につながるとともに、CO₂の排出量削減により、大幅な環境負荷の低減が見込まれます。続きまして、（５）屋内プールの比較ですが、アの温水化・室温調整なしでは、施設整備に係るコストを安価に抑えられる一方で、４から６施設が必要となってまいります。イの温水化・室温調整ありでは、年間利用が可能となることから、必要となる施設は、新総合体育館屋内プールを除き、最大で２から３施設が上限となってまいります。システムの50ページを御覧ください。（６）施設の一般開放についてでは、学校敷地及び学校敷地外に屋内プールを整備する場合の一般開放について、それぞれのメリット、デメリットを整理しています。

システムの51ページを御覧ください。第４章「プール整備計画」では、屋内拠点プールへの集約、整備等、屋内化の考え方、整備スケジュール等についてお示ししています。

１の屋内拠点プールへの集約では、第３章までの検討状況を踏まえ、本市の市立小・中学校においては、屋内拠点プールを活用した水泳授業へ段階的に移行することとします。また、屋内プールについては、年間利用を想定した施設を整備することとし、本計画では３施設の屋内拠点プールに集約することを目指すこととしています。

システムの52ページを御覧ください。２の拠点プールの整備等では、（１）新総合体育館屋内プールの活用として、新総合体育館に整備予定の屋内プールを市立小・中学校の水泳指導で活用することとしています。（２）寿町３丁目公共用地の活用では、寿町３丁目公共用地を活用して新たな屋内プールを整備することとし、新たに整備する施設には、温水化及び室温調整のための設備を完備し、一般開放にも対応できるものいたします。また、整備に当たっては、学校施設としての整備に限らず、様々な可能性について幅広く検討することとしています。（３）その他の拠点プールでは、新総合体育館屋内プール及び寿町３丁目公共用地の屋内プールの整備完了後の２施設の運用状況や児童・生徒数の推移等を踏まえ、必要性を改めて検証した上で、その他の拠点プールの整備を総合的に検討することとしています。（４）民間屋内プールの暫定的な活用では、新総合体育館屋内プール及び寿町３丁目公共用地の屋内プールは整備完了までに期間を要することから、民間屋内プールを暫定的に活用して水泳指導を実施することとしています。

システムの53ページを御覧ください。３の校種ごとの特性を踏まえた屋内化の考え方ですが、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、校種ごとの特性に応じた対応をすることがあることから、小学校プールの屋内化を優先的に進めることとし、中学校については小学校プールの屋内化が完了する時期を見据え、改めて計画策定することとしております。

システムの54ページを御覧ください。４の整備スケジュールですが、図表９を御覧ください。最上段のプール整備予定の欄、新総合体育館では令和16年度から、寿町３丁目公共用地では令和15年度から、それぞれ供用開始を予定しています。その下、各校の予定の欄、第三期改築実施校の五小及び九小では、令和９年度から民間屋内プールを活用するとともに、次期改築・統合予定校の七小及び武蔵台小では、令和９年度から民間屋内プールの活用を検討します。これらの学校を含めた市立小学校では、令和15年度もしくは令和16年度から、順次、公共屋内プールを活用してまいります。さらに、最下段の中学校を御覧ください。２施設の公共屋内プールの運用状況や児童・生徒数の推移等を令和15、16年度の２か年で整理し、３つ目となる施設の必要性を改めて検証した上で、屋内化に向けた取組を令和17年度から進める予定です。

システムの55ページ御覧ください。最後に、５の留意事項ですが、（１）既存の屋外プールについてでは、消防水利としての活用も想定されることから、当面は残置し、改築に合わせて解体することを原則といたします。（２）改築に伴うプール施設整備についてでは、小学校については屋内拠点プールへ集約するため、新たなプール施設は整備しないこととし、中学校についても、２施設の活用状況を踏まえて、屋内化することを予定しており、新たなプール施設は整備しないことといたします。（３）消防水利につ

いてでは、既存プールの取扱いや、今後改築する学校における消防水利の確保について、関係課や関係機関と協議しながら対応を進めることとします。（４）本計画の見直しについてでは、本計画は段階的な整備を前提としていることから、新総合体育館屋内プール及び寿町３丁目公共用地の屋内プールの供用開始後に運用状況を検証し、必要に応じて計画を見直すこととしています。

恐れ入りますが、システムの31ページにお戻りください。３の今後の予定でございますが、本計画につきましては、令和８年９月15日から10月14日までの期間で、パブリック・コメント手続を実施し、市民からの意見等を反映させた計画として、取りまとめてまいります。府中市立小・中学校プール整備計画（案）の作成についての説明は以上でございます。

以上で、学校施設老朽化対策についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。